

基本理念

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、学校・家庭・地域が一体となって、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

学校教育目標 自ら学び、心豊かでたくましく、社会に貢献する自立したひとづくり

いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ対策委員会」

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・生徒指導主事
- ・学年主任（担任）
- ・養護教諭

外部専門機関

- ・学校評議員
- ・主任児童委員
- ・SC
- ・SSW
- ・子育てサポート課
- ・児童相談所 等

P T A ・ 地 域 と の 連 携

- ・ P T A 総会
- ・ 執行部会、役員会など
- ・ 部活動振興会
- ・ 自治会
- ・ 青少年育成協議会
- ・ 子どもを守る会
- ・ 子どもを守るネットワーク

関係機関との連携

- ・ 教育委員会・警察
- ・ 子育てサポート課
- ・ 児童相談所・法務局
- ・ 医療機関・民政委員
- ・ スクールサポーター
- ・ 少年センター
- ・ 茂木小学校 など

生徒会

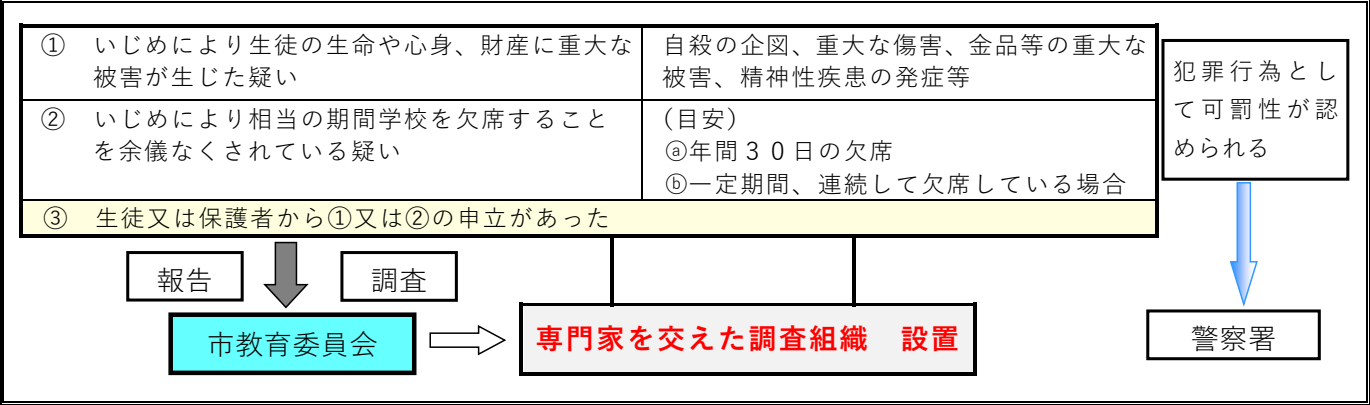
- ・ 生徒総会
- ・ 生徒会執行部
- ・ 専門部
- ・ 人権学習委員
- ・ 各学年・各学級
- ・ 各部活動

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- 「いじめられても仕方がないものなど一人もいない」という基本理念をとる。そのため、いじめをさせない、いじめを許さない、目の届かない場所と時間をなくすという指導方針を徹底する。
- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小学校とも積極的に連携する。
- いじめの未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもといじめの正確な認知を推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

いじめ問題への取組

重大事態への対応



いじめチェックリスト

- ☐ 着衣の汚れや破れがある。
- ☐ 傷やあざがある。
- ☐ 家族や担任と視線を合わせない。
- ☐ 交友関係が急に变化した。
- ☐ 文具や靴などが隠されたり、壊されたりする。
- ☐ 机や黒板への落書きがある。
- ☐ 学級写真や掲示物にいたずらがある。
- ☐ 体調不良を訴えて、遅刻や早退が多くなる。
- ☐ おどおどして怯えている。
- ☐ 変なあだ名で呼ばれる。

いじめの認知

けんかやふざけ合いであっても、見えないところでいじめが起きている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。いじめを見落とさないようにするためにも「萌芽」や「兆候」についても定義に従い、正確に認知し、早期対応、早期解決につなげる。

- いじめの認知に積極的な姿勢をもつ。
- 認知件数が「0」であった場合は、「0」であった事実を生徒及び保護者に公表して検証を仰ぎ、認知漏れがないかを確認する。
- いじめの認知に当っては、被害・加害児童生徒の力関係の差などの要素により、いじめの定義を限定して解釈することのないようにする。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素を判断基準とすることによって、いじめとして認知しないことがないようにする。

いじめのない集団づくり

- ① いじめについての共通理解
(生徒指導委員会、研修会等)

② 道徳性を養う道徳教育・人権教育の充実

③ 読書活動・体験活動の充実

④ 校長、教職員からの啓蒙
(生徒集会・学活等)

⑤ 学級・部活の集団づくり
- ⑥ 自己肯定感の育成

⑦ 生徒会の自浄力の育成
(いじめのない学校づくりの活動)

⑧ 家庭との密なる連絡・連携

⑨ インターネットによるいじめ防止
(情報モラル教育の充実)

⑩ 特別な教育的配慮が必要な生徒への支援

いじめを早期発見するために

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 生徒との信頼関係の構築 ② アンテナを高くはり、いじめの萌芽に気づく認知力
※小さな変化や危険信号を見逃さない
※いじめの積極的な認知に努める ③ 観察、会話等による情報収集と情報共有 ④ 必要に応じたアンケート調査及び定期的なアンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 生活ノート等による情報の把握 ⑥ 定期的な教育相談・面談による相談体制の整備 ⑦ 保健室、相談室の情報による認知 ⑧ 電話相談窓口の周知 ⑨ 家庭訪問や随時の面談による相談体制確立 ⑩ 小中連携による情報収集、スクールサポーター等外部機関との連携 |
|--|--|

いじめに対する措置

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 相談への真摯な対応と傾聴 ② 速やかな情報伝達と共有 ③ 情報の適切な記録と共有 ④ 組織的な対応
(いつ、誰が、誰に、どこで、どのように) ⑤ 複数の職員での事実確認 ⑥ 加害者への毅然とした指導
被害生徒を徹底して守り通す
周りの生徒に対する指導(知らせる勇気) ⑦ ネット上のいじめへの対応(情報モラル教育) | <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 関係機関との適切な連携 ⑨ 保護者への連絡・助言・支援を行う
(電話ではなく直接会って話す) ⑩ 市教委への迅速な報告 ⑪ 必要に応じて、集会等での全体指導 |
|---|---|

(いじめ解消の判断)

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。被害生徒が心身の苦痛を感じていない状態が、少なくとも3か月以上継続しているとともに、面談等により定期的に確認する。解消した状態に至った場合でも、全ての教職員で当該生徒について日常的に注意深く観察する。

令和8年度年間計画

月	内 容	月	内 容
4	いじめ防止基本方針の共通理解 生徒保護者への周知 生徒の情報交換会 生活アンケート調査・適応感調査	10	1, 2年生教育相談 生活アンケート調査
5	教育相談 生活アンケート調査	11	3年生三者面談 生活アンケート調査
6	生活アンケート調査	12	人権集会 生活アンケート調査
7	長崎っ子の心を見つめる教育週間 生活アンケート調査 三者面談	1	生活アンケート調査 生徒の情報交換会
8	三者面談 小中連携(情報交換) 生活アンケート調査	2	生活アンケート調査
9	生活アンケート調査・適応感調査 生徒の情報交換会	3	生活アンケート調査 引継ぎシート作成 小中連携(情報交換)

いじめの疑いのある行為が発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で考え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの**事実の有無の確認**を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係生徒からの聞き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、長崎警察署に相談し適切に援助を求める。

被害生徒への継続した支援

- 被害生徒を徹底して守り通すとともに、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の方 等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害生徒への継続した指導

- いじめた生徒には、当該生徒の人格の成長を旨として、毅然とした態度で指導する。
- 指導にあたっては、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させる。

まわりの生徒への指導

- まわりの生徒には、いじめを自らの問題として捉えさせ、例え止めることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- また、その集団におけるいじめを絶対にしない、させない、許さない風土づくりに努める。

保護者への継続した支援と助言

- 生徒と最も関係のある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害者・被害者とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、いじめの解消に向けてしっかりと話をする。